

議案第19号

京丹後市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

京丹後市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定される「管理不全空家等」などの空家対策の実効性を高めるため、所要の改正を行うものである。

(別紙)

京丹後市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市空家等対策の推進に関する条例（平成29年京丹後市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第5条第1項中「職員」の次に「又は委任した者」を加え、同条第2項中「職員」の次に「又は委任を受けた者」を加える。

第8条中「法」の次に「第13条第2項又は」を加え、「当該勧告に係る」の次に「管理不全空家等又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市空家等対策の推進に関する条例(平成29年京丹後市条例第14号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市空家等対策の推進に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月30日 条例第14号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>(空家等の活用)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(外観調査)</p> <p>第5条 市長は、法第9条の規定による立入調査のほか、市の空家等対策の推進に関し必要な調査として、空家等(特定空家等と認められる空家等を除く。以下この項及び次条において同じ。)の外観の状況を把握するために、当該職員_____に空家等の敷地に立ち入らせ、空家等の外観の調査(以下「外観調査」という。)を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により外観調査をしようとする当該職員_____は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第8条 市長は、法_____第22条第2項に規定する勧告をしようとする場合には、あらかじめ当該勧告に係る_____特定</p>	<p>京丹後市空家等対策の推進に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月30日 条例第14号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p> <p>(空家等の活用)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(外観調査)</p> <p>第5条 市長は、法第9条の規定による立入調査のほか、市の空家等対策の推進に関し必要な調査として、空家等(特定空家等と認められる空家等を除く。以下この項及び次条において同じ。)の外観の状況を把握するために、当該職員<u>又は委任した者</u>に空家等の敷地に立ち入らせ、空家等の外観の調査(以下「外観調査」という。)を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により外観調査をしようとする当該職員<u>又は委任を受けた者</u>は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第8条 市長は、法<u>第13条第2項又は</u>第22条第2項に規定する勧告をしようとする場合には、あらかじめ当該勧告に係る<u>管理不全空家等又は特定</u></p>

現行	改正案
空家等の所有者等に、弁明の機会を付与するものとする。 (関係機関等との連携) 第9条・第10条 (略) 附 則	空家等の所有者等に、弁明の機会を付与するものとする。 (関係機関等との連携) 第9条・第10条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

# ●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

国交省資料抜粋

## 背景・必要性

- 使用目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。  
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。

